

## tette 活用支援事業募集要項

### 1 事業の趣旨

本事業は tette を会場に、個人、団体(企業等)が自主的に、自由度の高い企画力やノウハウを用いて、開催するイベント等を支援することにより、市民交流の創出と地域の活性化を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### 2 募集する活用支援事業

- (1)学生による事業
- (2)須賀川市にゆかりのある芸術家などによる事業

### 3 支援内容

- (1)施設使用料:イベント当日及び前日のリハーサル等の施設使用料を免除する。6か月前から会場予約を可能とする。
- (2)広報活動:主催者が作成したチラシ等の市関係施設への掲示。報道機関、tette ホームページ・インスタグラムでのイベント周知。
- (3)運営補助:簡易的な運営補助。(事業当日の受付補助、会場設営など)

### 4 活用支援事業の条件

- (1)tette の利用ルールを順守したうえで、一般の方が参加・交流できるイベントとする。
- (2)主催者が高校生以下の場合、申請者の学生証提示及び保護者または学校長等の同意を得てから申請する。
- (3)政治活動、宗教活動、暴力団に係る活動ではないこと。
- (4)商業目的、営利目的ではないこと。また、本市等の他の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。
- (5)事業経費への充当や福祉団体等への寄付を目的とした場合、採択審査で認められれば参加費の設定や募金活動を可能とする。
- (6)事業終了後に実績報告書(様式2)を提出する。
- (7)原則、同内容の企画を同年度内に複数回実施しない。また、一個人又は一団体につき年度内に実施できるのは1回までとする。ただし、審査で認められれば、この限りではない。

### 5 対象

#### (1)学生による事業

ア 個人:須賀川市在住、在学、出身の方

ただし、須賀川市社会教育登録団体、須賀川市文化団体連絡協議会、須賀川市民活動サポートセンター登録団体等の活動として実施できる場合は除く。

イ 団体:須賀川市内で活動している部活動、任意のサークル活動等(須賀川市在住、在学、出身を満たす人がいること)

ただし、須賀川市社会教育登録団体、須賀川市文化団体連絡協議会、須賀川市民活動サポートセンター登録団体等の活動として実施できる場合は除く。

(2)本市にゆかりのある芸術家などによる事業

ア 個人:須賀川市在住、在学、在勤、出身の方

ただし、須賀川市社会教育登録団体、須賀川市文化団体連絡協議会、須賀川市民活動サポートセンター登録団体等の活動として実施できる場合は除く。

イ 団体:須賀川市内で活動している団体（須賀川市在住、在学、在勤、出身を満たす人がいること。）

ただし、須賀川市社会教育登録団体、須賀川市文化団体連絡協議会、須賀川市民活動サポートセンター登録団体等の活動として実施できる場合は除く。

6 応募方法

事業実施予定日の6か月前から1か月前までに企画書(様式1号)を次のいずれかで提出する。

【窓口】市民交流センター 管理係

【郵送】〒962-0845 須賀川市中町4-1 須賀川市民交流センター 管理係 宛

【メール】[tette@city.sukagawa.fukushima.jp](mailto:tette@city.sukagawa.fukushima.jp)

7 採択審査

採択審査は別で定める審査方法により行い、応募があった日から2週間以内に審査結果を応募者に通知する。

8 開始時期

本要項は令和8年4月1日から施行する。